

「職員の給与等に関する報告及び勧告」に当たって

委員長談話(平成30年9月12日)

- 1 本日、京都市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、市会及び市長に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

本市職員と市内民間事業所の従業員の月例給を4月時点で比較したところ、本市職員の給与が民間給与をわずかに下回っておりましたが、その較差が極めて小さいことから、月例給については改定を求めないこととしました。

特別給(ボーナス)については、本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が、市内民間事業所における支給月数を下回っていたため、民間の支給状況との均衡の観点から、0.05月分引き上げ、年間4.45月分とするよう勧告を行いました。このほか、本市の期末手当制度は国に準じたものであることから、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分することを勧告しました。

また、宿日直手当については、本年の人事院勧告を踏まえつつ、本市の実情に適合するよう引き上げることを勧告しました。

- 2 人事管理に関する課題としては、複雑多様化する行政課題に対応し、的確な市民サービスの提供を行っていくために、有為な職員を確保・育成するとともに、長時間労働の是正や仕事と家庭との両立支援をはじめとした、働き方改革を推進し、勤務環境を整備する必要があることを報告しております。また、メンタルヘルス対策やハラスメント対策等の課題について報告しております。

- 3 人事委員会による職員の給与等に関する報告・勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、職員の適正な給与等の勤務条件を確保しようとするものです。

市民の皆様におかれましては、本委員会が行う報告・勧告制度の趣旨と、本市職員が市民生活を支えるため日々職務に精励していることについて、深い御理解を賜るようお願いいたします。